

# 第7回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

## 第7回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成14年3月1日(金)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時47分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

会 長 山 崎 通

委 員 矢 口 貢 男 村 橋 忠 夫

久 保 田 ・(ひとし) 渡 辺 政 勝

武 山 和 行 藤 岡 功

杉 田 實 男 平 野 元

三 井 怜 子 上 野 登 志 博

横 山 善 道 川 島 清 夫

山 崎 雄 作 船 戸 繁 俊

棚 橋 壽 子 長 屋 孝

大 西 克 巳 小 森 英 明

河 口 衛 高 瀬 茂

花 村 進 石 神 み ち 子

古 川 一 美

以上23名

顧 問 山 田 忠 雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

高 井 克 明 河 合 正 明

以上2名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山 久生

副幹事長 宇野 敏勝

早矢 仕 英 雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会総務専門部会

専門部会長 船戸 時夫

一般管理分科会長 長屋 義明

行政一般分科会長 鷺見 奉子

企画財政分科会長 嶋井 勉

高富町・伊自良村・美山町合併協議会教育専門部会

専門部会長 駒田 武久

学校教育分科会長 小林 囿之

社会教育分科会長 室戸 弘全

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向 隆

事務局職員 上野 達也

久保田 裕司

安川 英明

土田 浩司

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

協議事項

- 協議第17号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第18号 消防団の取扱いについて
- 協議第19号 自治会関係事業の取扱いについて
- 協議第20号 学校教育関係事業の取扱いについて
- 協議第21号 社会教育関係事業の取扱いについて
- 協議第22号 (仮称)新市まちづくり構想について
- 協議第23号 平成14年度合併協議会予算について

確認事項

- 第8回合併協議会開催日程等について

- 4 その他
- 5 閉会

事務局長 大変お待たせをいたしました。ただいまから第7回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。

本日のご出席でございますけれども、伊自良村の高井委員にあっては病気療養中ということで、今日をご欠席と伺っております。次に、河合委員ですけれども県議会中ということでご欠席と伺っておりますので、よろしく願いいたします。

午後1時30分 開会

事務局長 それでは、開会に当たりまして、会長であります山崎通高富町長よりごあいさつを申し上げます。

会長 どうも皆さん、こんにちは。

今日は3月に入りまして、公私とも大変お忙しいところを、第7回の合併協議会ということでご案内させていただきましたところ、お忙しい中にもかかわらずご出席いただきましたことに対して、厚く御礼申し上げます。

また、平素はこの協議会のためにご尽力やご協力をいただいておりますことも併せて厚く御礼を申し上げます。

時の経つのも早いもので、この間、正月だったかなと思ったら、もう既に3月に入りまして、皆さんとも大変忙しい毎日を送っていらっしゃるのではないかと考えているわけですが、この協議会も皆様方のご尽力やご協力のおかげをもちまして、機運も高まり、また住民の方たちにも広く知れ渡るようになったということ、最近特に感じ取っているわけですが、これもこれも皆様方のご協力の賜と思っています。この間も伊自良の方や、あるいは美山の方とちょっとお話ししましたら、もう既に夢を膨らませていらっしゃる、どういう名前になるんやろう、どういう市になるんやろうというようなことを何回も尋ねられました。

私どもも高富町で、平成7年頃から下水の農業集落排水事業を進めておりますけれども、今度公共下水道を進めさせていただくということで、13会場に分けて説明会に每晚出かけております。昨日でちょうど終わったわけですが、その折に大体100人以上の方たちがお集まりになりまして、下水道の説明をさせていただいた折に、行政全般にわたって、あるいはこの合併についてご質問ありませんかというようなことをお尋ねしたんですけれども、既に皆さんは山県郡が合併したかのごとく発言をされたり、あるいは大変期待をしているというようなことをおっしゃいまして、数人の方ですけれども、早く新市の名称を知りたいということもおっしゃって、大変ご理解をいただいていると、こんなことで喜んでいるわけですが、皆さんと一緒に我々も、この山県郡がどういう形で住民サービスの提供ができるかということ、真剣に話し合っていきたいと思っております。ひとつ今日もお手元に配付の件についてご審議を賜るわけですが、慎重にご審

議をいただきまして、また適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ですけれども、ごあいさつにさせていただきます。本日は大変ご苦勞さまでございます。

事務局長 本日の会議時間は概ね3時半ごろまで、2時間程度というところを目安にしておりますので、委員の皆様のご協力の程をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより早速ですが、議事に入らせていただきます。会長よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

協議第17号の公共的団体等の取扱いについてご協議をお願いいたします。

事務局からご説明を申し上げます。

事務局長 それでは、協議第17号の公共的団体等の取扱いにつきましてご説明を申し上げます。座ってご説明させていただきます。

協議17の資料をご覧ください。5枚にわたっております。

まず1ページからですが、まず調整方針(案)を読み上げます。

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

以上が調整の方針(案)でございますが、ここで公共的団体とは何かというところがまず問題になりますが、行政実例といいますか、国の解釈というものがございまして、それは1ページの備考欄の一番最初のところ、公共的団体等というところで、公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等々列挙してございまして、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないということになっておりまして、割と広い概念と申しますか、多くの団体がこれらに含まれるということになっております。

そういった公共的団体について、法律的にはどのように取扱われるかについて、真ん中の欄の関係法令のところ列挙してございますが、まず市町村の合併の特例に関する法律によりますと、第16条というのがございまして、これは一部抜粋でございますけれども、公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないという条項がございますし、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を

図るように努めなければならないということで、基本的には合併をする場合には、公共的団体等の統合整備を図るように努めていただきたいという法律の条文がございます。

さらに、地方自治法で、各市町村で公共的団体等がどのように位置づけられるかということを図っておりまして、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるということで、市町村長等に公共的団体等の総合調整のための指揮監督する権限を与えております。

ということで、今回、合併協議の中でこういったものを公共的団体としてとらえるかということなんですが、これが一番左側の留意事項のところを書いてございます。今回合併協議の中で対象としていく団体としましては、1つは団体の設置について、3町村が関与している団体、それから2つとしまして、3町村の区域をもって設置する旨の法的根拠等がある団体、それから3町村の事業に大きくかかわっている団体、概ねこれらの団体を対象に考えようではないかということです。これら以外の団体も現実にはあるんですけども、合併協議の中ではこれら団体についてどのように取扱うかについて考えようではないかということでございます。

次のページをご覧ください。参考までに、商工会あるいは社会福祉協議会について、参考が掲げてございます。

まず、商工会につきましては、商工会法というのがございまして、関係法令の真ん中のところを書いてありますが、基本的には商工会の地区は1町村の区域とするとなっておりますけれども、これも特例がございまして、合併した場合には、その下の地区の特例という条項によりまして、その1市町村に1の商工会を置くという規定にかかわらず、合併前の町村の区域とすることもできるという規定もございます。従いまして、その場合には1市町村内に複数の商工会議所あるいは商工会が存在する場合もあり得るということで、山県郡3町村の場合、それぞれ商工会がございまして、これらがどのような形になるかについては別としまして、一般的に法律の中では複数存在することも可能性としてはあり得るといっているわけです。

社会福祉協議会につきましては、これも基本的には1市町村に1つ置かれているのが通例でございますし、実際今までの市町村合併の事例におきまして、市町村合併時に社会福祉協議会の統合が行われているのが通例だということになっております。

同じページでございますので、先進事例を見てまいります。ほとんどのところで同じような言い回しをしております。まず1つは、「各団体の実情を尊重しながら」というところがございます。あくまでも、これは市町村とは別団体でございますので、各団体の実情を尊重しながらということになると思いますけれども、これが共通の用語でございますし、「統合又は再編するよう調整に努める」と、言い回しはいろいろなんですけれども、

基本的には統合していただくように努力をするという用語が入っております。

次の2ページにわたりまして、山県郡3町村のうちで3町村に団体のあるもの、あるいは山県郡の、例えば山県郡何々協会とか、そういった形で団体が置いてあるものを、これはあくまでも例示でございます。これが公共的団体のすべてということではございません。あくまでも分野別といいますか、部会別に例示的に列挙させていただきました。参考までにとということで、次のページは教育専門部会関係でございますけれども、こんなものを今考えているんだということで、これらについて先ほどの調整方針、1ページに戻りますけれども、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるということになります。

1番では、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるとしておりますし、実情を尊重しますので、実情によってはとても我々町村の合併に間に合わないというものもあるかと思われまますので、そういう場合は合併後、速やかに統合又は再編していただけるように調整に努めるとなります。

独自の目的を持った団体、地域性の高いものですか、特定の分野を守備範囲とされる団体につきましては、現行のとおりとする。特に統合を図るとか、再編するとかということではなくて、現行のとおりとするものもでございます。例えば、地元の水利組合ですとか、福祉ボランティア団体ですとかというものは、特に再編を強く働きかけるというものではございませんので、現行のとおりとするをいたしております。

以上が公共的団体等の取扱いでございます。

続きまして、5ページの方も併せて公共的団体等の取扱いの中でご説明します。

各市町村には、土地開発公社というのが一般的にはございます。土地開発公社と申しますのは、地方公社の一形態でございます。公有地の拡大の推進に関する法律がございまして、地方公共団体、市町村に代わって土地を先立って取得するということを主な目的とする公社として、土地開発公社というのが置かれております。山県郡3町村の中にもそれぞれ土地開発公社がございまして、これの取扱いをどうするかということでございます。高富町土地開発公社をご覧いただきますと、例えば流動資産を見ますと、現金預金は5,000万円ほどですが、公有地として8億6,000万円ほどの公有地を持っております。資産合計を見ていただきますと、9億1,100万円ほどになります。伊自良村土地開発公社、美山町土地開発公社を見ていただきますと、現金は持っていらっしゃいますけれども、公有地としての財産は今のところ持っていらっしゃいません。従いまして、合併をするということで市の土地開発公社として設置するために一本化を図る必要があるんですけれども、高富町土地開発公社が既に公有地を相当量保有しているという状態に鑑みまして、高富町土地開発公社を生かしたままで市の土地開発公社とし、伊自良村、美山町の土

地開発公社につきましては、合併の前日に解散し、債権は高富町土地開発公社に譲渡して債務を引き継ぐという形をとらせていただきたいと思います。

これは非常に技術的に配慮した取扱いでございますが、町村が対等合併をするということとは違う取扱いになりますけれども、現実を見ますと、高富町土地開発公社が相当量の公有地を持っている。これを解散するということになりますと、町の方で買い戻しということも発生いたしますので、なるべくそれを避けたいということで、高富町の土地開発公社はそのままとして、名称変更は当然伴いますけれども、市の土地開発公社とする。伊自良村と美山町の土地開発公社については、そのまま高富町に引き継ぐという形をとらせていただきたいと思いますという提案でございます。

説明は以上でございます。

議長 はい、ご苦労さまでした。

ただいま事務局の方から説明いたしました協議第17号の公共的団体等の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

ご発言どうぞ。

委員 お尋ねしますけれども、公共的団体等の中に生産森林組合というのが入っていると思いますが、高富町も美山町も森林組合、伊自良は生産森林組合というふうな名前なんです、これも統合の対象になるということですが、統合した場合にどういうふうになるのか、もう少し説明していただきたい。

事務局長 この例示は、先ほど申しましたように、あくまでも例示でございますが、森林組合と生産森林組合が全く同じもので、統合を図るべきものとして列挙したわけではございません。従いまして、これが統合の対象になるという意味での例示ではございませんので、そのところを誤解のないようお願いしたいということでございます。具体的にどういうことになるかということになりますと、今後のその団体のご意向もありますので、今の段階でこうなんだよということで、町村の側がすべてを示すことは、今のところはできないのではないかと思っております。

委員 今までどおりというふうに思っておってよろしいんですね。

事務局長 必ずしも今までどおりになるかどうか、これもこれからご検討いただくということでございます。とりあえず、相手方の団体の意向を尊重するというふうに調整方針になっておりますので、今の段階でそのままいいよとか、統合しなきゃだめですよということにはならないんだということでございまして、まだ何も決まってははいないという段階だと思います。

議長 よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

委員 土地開発公社のことについてお伺いするわけですが、これはいわゆる高富、伊自



良、美山と土地開発公社がそれぞれあるわけですが、これは先ほどの説明によりますと、高富町の土地開発公社に吸収されるような形になるわけですか、これは。当然これはそれぞれの町村の理事がおるわけですね、理事会が。これはやっぱり理事会に諮ってどうかということを僕は提案するわけですが、その点どうですか。

事務局長 正式には、当然理事会の協議を経て、理事会の決議を経て合併といいますが、どう行くのかということが決まるというふうに思っております。

委員 これは合併協議会に提案されたこの書類は、いわゆる我々が異議なしと言っというて通れば、これは通過するわけなんですね。ただし書きの解釈によって、それは理事会をやって理事会で決定されたならこれを通すんだということになればよろしいんですが、このまま異議なしでいけば、これはスムーズに通すという形になるんですか。

事務局長 これはあくまでも3町村での合併協議の中で、どういう方針で臨んでいくかというところをお話しいただいているということですので、正式にはやはりその団体の意思と、その団体固有の意思というもので決定していただくというふうに解釈しておりますが。

委員 ほんなら、この協議会は何のためにあるわけですか。今日で7回目でしょう。6回もあれば、それで提出された書類によって異議なしで通ってきてるわけですね。それに基づいて合併の方向に進んでいくわけでしょう。必ずしも3回目に出された資料が、これは問題があるからだめだということになれば、それが通ればいいですよ。その辺のところをちょっと僕は聞きたいわけです。

事務局長 土地開発公社そのものの成り立ちから申しまして、あくまでも設立した町村の意向が大きく働くというふうに思っておりますので、町村間でのその協議の中でどう取扱っていくのかという協議があって、そのためにこの協議会の中で話し合いが行われていると思っておりますが。

委員 そうすりゃ、これに今日提案される前に、各町村の土地開発公社で理事会をやって、それならよろしいというやっぱり承諾を受けるのが僕は必要だと思うんですよ。どうですか、皆さん。

議長 暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後1時55分 再開

議長 お待たせしました。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局の方から再度報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

事務局長 同じような説明になるかもしれませんが、あくまでも市町村、設置あるいは運営にわたりまして町村の意思が強く働く団体に対してどういう方針で臨むかとい

うことを今日この場でご審議をいただきたいということで、あくまでも団体そのものの正式な決定の意思とは別に、その前に町村間で協議をして、町村としてそれぞれの団体にどういう方針で臨むかという部分を今回ご協議いただきたいということでございますので、今回、土地開発公社につきましては、町村としてこの形でそれぞれの団体にお話をするために今日お決めいただいたらどうかということでご提案させていただいたわけでございますので、必ずしもその団体の意向を無視するという形ではございませんので、ご理解を賜りたいということです。

委員 これはやはり3カ町村に理事会があるんですから、一遍理事会で決定したことをまた持ち寄ってもらった方が僕はいいと思うんですよ。

議長 ただいまの長屋委員の方から土地開発公社は各町村にありますので、その土地開発公社の中で一度決定をしていただいて、さらにここの場へ、合併協議会の方へ持ち寄って決定をするということかどうかというようなご発言でしたが、委員の皆さん方のご意見を伺いますが、この土地開発公社の件につきましてはそういう方法をとらせていただくことでよろしゅうございますか。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、ほかの件についてご質問いただきます。この件につきましては、今私がお説明させていただきましたように、各土地開発公社で一度理事会を開いていただきまして、再度このテーブルへ載せさせていただくということをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかにごいませんか。

暫時後

議長 よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、ただいま事務局の方から説明しました協議第17号の公共的団体等の取扱いにつきましては、ご意見も出尽くしたようですので、公共的団体等の取扱いについては、先程ご案内させていただきました各町村の土地開発公社の件を除いては、皆様方に原案のとおりご承認をいただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 はい、ありがとうございます。それでは、協議第17号の公共的団体の取扱いについては、原案のとおり承認されましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、協議第18号の消防団の取扱いについてのご協議をお願いいたします。

事務局からご説明させていただきます。

事務局長 それでは、ご説明をいたします。

協議18としてあります資料をご覧ください。座ってご説明させていただきます。

既にご承知のとおり、各町村には消防団がございまして、住民の生命、身体、財産を火災から保護する、あるいは災害時の被害からそうした住民を守るということで、日夜活躍されているところでございますけれども、合併するとした場合にこの消防団についてどのような取扱いをするかというところでございます。

調整方針（案）を読ませていただきます。

消防団については、合併時に統合する。高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとするをいたしております。

現在、それぞれの町村に3つの消防団がございまして、新市となった場合には、これを新市の一つの消防団とするというのが調整案でございます。

次のページをご覧くださいと、先進事例がございまして、下の段でございまして、西東京市、それから篠山市の事例を見ていただきますと、合併時に統合するとなっております。ただ、さいたま市におかれましては、消防団については当面現行のとおりとするとなっております、それぞれの市に消防団があったのを当面はそのまま存続させるという方針となっておりますが、基本的には私どもは西東京市、篠山市に倣って合併時に統合するという提案でございます。ただ、組織等につきましては、今後話し合いをいたしまして、新市のときには決定をしているところでございますけれども、調整の上、新市に引き継ぐということにしてありますし、団員の任用関係、服務関係につきましても、今後調整の上、新市に引き継ぐという提案でございます。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第18号の消防団の取扱いにつきまして、ご意見がありましたらご発言をお願いします。

暫時後

よろしゅうございますか。

委員 実は美山には消防団の予備隊というのがあるわけですが、こういう取扱いはどうなるわけですか。

事務局長 これについても、今後調整させていただきたいというふうに考えておりまして、ご理解を賜りたいと思います。

委員 はい、わかりました。

議長 よろしゅうございますか。

暫時後

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようでございますので、消防団の取扱いについては原案のとおり承認させていただきますということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということでございますので、協議第18号の消防団の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第19号の自治会関係事業の取扱いについてのご協議をお願いいたします。事務局からご説明を申し上げます。

事務局長 ご説明を申し上げます。

協議19としてあります資料をご覧ください。2枚にわたっております。実は今回差し替えが発生しております、2ページ目ですけれども、現在の自治会組織につきまして資料を添付しておりましたけれども、やはり地名を踏まえた自治会名でございますので、振り仮名がないと読み方がわからないという声もございましたので、振り仮名を振ったもので差し替えをさせていただきたいと思っておりますので、これはあくまでも参考でございます。今どういう状態になっているかというものを見ていただくための資料でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、座ってご説明をさせていただきます。

調整方針(案)を読ませていただきます。

自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く。この場合の数は、高富地域が5、伊自良地域が2、美山地域が7ということになります。自治会連合会事業については新市において調整するということになります。

皆様ご承知だと思ひますけれども、現在それぞれの町村に自治会組織がございます。ただ、呼び方としましては、例えば高富町ですと、高富町自治会連合会という大もとの組織がございます、高富自治会連合会、富岡、梅原、桜尾、大桑という形で5つの自治会連合会がございます、その下に74の自治会がございます。伊自良村ですと、伊自良村区長会ということで、区長会がございます、その中に10区の区がございます。美山町ですと、美山町区長連合会というのが大もとでございまして、地区には地区区長会というのがございまして、その中に例えば北山ですと9つの区があるということで、全部で72の

区がございます。そんなような形に現在なっておりますけれども、これも市になった場合には再編をするということになります。この場合、区域と今の自治会のあり方はそのままとなりますけれども、名称については、今自治会という呼び方と区という呼び方が混在しておりますので、これを自治会とさせていただきたい。

それから、自治会連合組織としましては、市に大もとの組織である市自治会連合会を置くということと、地区自治会連合会、高富と美山については現在、地域の連合組織がそのままになりますけれども、伊自良村につきましては2つ、南と北という形で2つ置くということになります。

現在、自治会連合会事業としましてここに列挙してありますような事業を、いろいろ町村の事業にもご協力を賜っているところでございますけれども、どんなような形でこれを連携してお願いしていくかということにつきましては、新市において調整をするということにしております。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第19号の自治会関係事業の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようでございますので、自治会関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしというご意見をいただきましたので、協議第19号の自治会関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議第20号の学校教育関係事業の取扱いについて、協議第21号の社会教育関係事業の取扱いについては、ともに関連する点多くございますので、一括してご協議をお願いします。

事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明をいたします。協議20とナンバーが振ってあります資料をご覧ください。座ってご説明させていただきます。

中学校生徒派遣事業でございますけれども、調整方針(案)を読ませていただきます。

中学校生徒派遣事業については、平成15年度は現行のとおり新市に引き継ぎ、平成16年度以降は新市において調整するものとする。新市においては、現行の伊自良中学校修

学旅行を中学校生徒派遣事業として位置付けるものとしております。

ご説明いたしますと、現在、高富町、美山町におかれましては、中学校の生徒、2年生の生徒でございますけれども、その中から代表ということで、高富の場合は40人、美山の場合は20人の生徒を、高富町はオーストラリア、美山町は中国に派遣いたしております。いずれも夏期休業期間中ということで、日にちは7日間と5日間で異なりますけれども、ほぼ同じような形で、行き先は違うという形で実施されておられます。ところが、伊自良村におかれましては、中学校の授業であります修学旅行という形で、当然これは修学旅行ですので3年生の生徒全員ということになります。北海道の方へ派遣をなさっております。これは6月中旬の4日間ということになっております。ただ、修学旅行と申しおしても、高富町と美山町につきましては、代表が行かれるもののほかに、通常の中学校の修学旅行というのが実際ほかにあるわけですけれども、伊自良の場合はさらに中学校の修学旅行というのとどまらず、あくまでも派遣事業的な色合いのあるものとして、村の事業としての位置付けの趣も残しながら修学旅行を実施されている。通常の中学校の修学旅行よりも増強といえますか、より手厚い形で実施されているという状況がございます。従いまして、今この状況ですね、中学校の生徒派遣事業あるいは修学旅行につきまして、新市になった場合、同じ市の中学校の生徒だから一本化してはどうかという検討もしたんですけれども、やはりこれまで派遣先、派遣をしている先とのそれなりの交流があるということや、一気に例えば行き先を一本化してしまう、あるいは複数の行き先にして混成という形にいたしますと、引率が非常に困難になります。中学生ということでございますので、顔を知っている人間が、指導できる立場の人間が引率をしないと、教育上難しいということもございまして、事前事後の研修というのもきちんとして行われておりますので、これは今、例えば高富町ですと、高富中学校で実施いたしますので、中学校の中で事前事後の研修が行われているということもございまして、ところがやはり混成にしますと、その辺のことも非常に難しいという事情もございまして、とりあえずは平成15年度だけは現行のとおり実施してはどうかと。伊自良中学校の修学旅行につきましては、確かに修学旅行として今現在は実施されているんですけれども、一応市の中学校生徒派遣事業として位置づけた上で、平成15年度は実施していただくと。ただ、せっかく一つの市になった場合、いつまでも中学校のやり方が統一されていないのは好ましくないというご意見ももしあるならば、16年以降は新市において積極的な意味で調整を図りたいということで、このような調整(案)になったわけでございます。

関連がございますので、次の協議21号、社会教育関係事業につきましてもご説明を申し上げます。

現在、伊自良村におかれましては、先般、アメリカ合衆国オレゴン州フローレンス市と

交流をされていると説明を申し上げましたが、それとの関連で伊自良村は中学校卒業以降、15歳から25歳までの青少年を、フローレンス市へ15名以内ということで、そのような人数で派遣されていると、これは8月上旬の8日間ということで派遣をなさっていらっしゃるということがございます。こういった国際交流は、これから国際化の時代を迎えまして非常に意義があるということで、新市になってもこの趣旨は受け継いでいきたいということで、調整(案)を読み上げますと、海外派遣事業については、新市に引き継ぎ、その内容については新市において調整するものとするということで、行き先やこういった人数でやるかということにつきましては、あるいはこういった時期にやるかということにつきましては、新市において改めて前向きに、積極的な意味で検討をするということになります。基本的にはこの事業というのは継続していった方がよろしいのではないかという提案でございます。

以上、海外派遣というところで関連がございますので、併せてご検討を賜れたらということでご説明をいたしました。

以上です。

議長 はい、ご苦労さんでした。

ただいま事務局の方から説明をいたしました。協議第20号の学校教育関係事業の取扱い及び協議第21号の社会教育関係事業の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようでございますので、まず協議第20号の学校教育関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしというご意見をいただきましたので、協議第20号の学校教育関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、社会教育関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしというご発言がありました。協議第21号の社会教育関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議第22号の(仮称)新市まちづくり構想についてのご協議をお願いいたします。事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明を申し上げます。

この説明に当たりましては、協議 2 2 号と付してあります資料と次のページ、それから現在お手元の方に、あくまでも参考ということでございますけれども、各町村の最新版の総合計画を、3 町村そろえてお手元に配付させていただいております。今後、新市建設計画についてご協議していただきますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、申し訳ありません。座ってご説明をさせていただきます。

まず、協議 2 2 としてあります、その次のページをご覧ください。合併協議会の重要な検討項目といたしまして、市町村建設計画というものがございまして、前回お約束いたしましたように、今回は骨子素案という形で出させていただきますが、市町村建設計画とは何かということにつきまして、法に基づきまして簡単にご説明をさせていただきます。

市町村の合併の特例に関する法律、いつも出てくる法律ですけれども、5 条第 1 項に、市町村建設計画は、概ね次に掲げる事項について、作成するものとなっております。1 は合併市町村の建設の基本方針、2 としまして、合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、3 としまして、公共的施設の総合整備に関する事項、4、合併市町村の財政計画という形で、これは法律でございますので、非常に持って回った言い方になっておりますけれども、隣のページに参考事例という形で、新市建設計画の構成というものがございます。これは先進事例を参考にしまして、大体こんなような構成になりますというものです。私どもの新市建設計画はこの構成になるかどうかというのは、まだちょっとこれから検討の余地があるんですけれども、ご意見を賜って決めていくということでございますので、あくまでも参考事例ということで、こんなような形になるのではないかとこのところでご了承いただきたいんですが、まず序論の中で合併の必要性、それから計画策定の方針、それから概況、それから主要指標の見通し、新市建設の基本方針ということで基本理念と基本方針、それから新市の主要施策、新市における県事業と申しますか、岐阜県事業の推進、それから公共施設の総合整備、財政計画という形で、私どもに置きかえますと、大体こんなような形になるのではないかとこのところでございます。

基本的に町村、今は町村ですけども、新市で行います事業と県事業が掲載されております。それから、財政計画についても明らかにいたします。

法律の第 2 項を見ていただきますと、市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するように適切に配慮されたものでなければならないといたしております。

それから第 3 項で、合併協議会は市町村建設計画を作成し、となっておりますので、あ



くまでも新市の建設計画は、この合併協議会でないと作成できないことになりまして、その場合は都道府県知事に協議しなさいということになっておりまして、内容については当然岐阜県事業も入ってまいりますので、知事に協議するということになってまいります。

そんなようなことで、新市建設計画につきましては、合併協議会の中で作ることと、内容につきましては大体このような内容にしていくんだということをご理解賜りたいと思います。

今回、骨子素案として出させていただきましたのは、この参考事例の中で、新市建設の基本方針、基本理念、基本方針というところをごさいます、この部分の基本的な考え方があって初めて事業が張り付いてくるということになりますので、まずこの柱立てにつきまして皆様のご意見をいただきたいということで、骨子素案として提起させていただきます。

最初のページに戻ります。建設計画と法律上は言っておりますけれども、建設といいますが、何か箱物ですとか、例えば道路建設だとか、それに限られてしまうというようなイメージですので、ここはあくまでも仮称ですけれども、新市まちづくりということで掲げさせていただきます。まちづくりの将来構想、しかも骨子の素案でございます。あくまでも素案でございますので、ご意見を賜ればと思いますが、考え方といたしまして、大きな流れといたしまして、時代の潮流を踏まえないといけません。地方分権というのは今後も進んでまいりますし、少子高齢化、情報化、国際化、成熟化というような形で、やはり世の中の大きな流れというのをつかむ必要があるだろうと、これは大きなことですが、その上で3町村といいますが、新市が置かれている特性というのはどういうものがあるかというのを列挙させていただきます。

読み上げますと、都市近郊に位置するが、山地丘陵部が大半で自然環境に恵まれている。人口は約3万1,000人で、これまで増加傾向にあったが、最近減少に転じています。高齢化が県全体に比べて進行の度合いが高いということもでございます。県全体に比べ第2次産業のウエイトが高い、特に地場産業のある美山町で顕著だということです。岐阜県自体も全国平均に比べますと、2次産業のウエイトが非常にものづくりの県ということで高いんですけども、その中でも高いということでございます。最近、第3次産業のウエイトが増加傾向にあります。サービス業ですとか商業の関係のウエイトが高まっております。住民の生活圏は当然岐阜市を中心とする都市部に及んでいます。地域の課題といたしましては、広域的連絡と申しますのは、これは何を指しているかといいますが、高速道路でございます。それから、地域内各地を結ぶための幹線道路整備が課題というのは、これは山県郡の大きな課題でございます。それから、下水道整備というのも大きな課題になっております。

これらですべてということではございませんが、地域の特性としては大体このようなことが考えられるだろうというのを例示的に列挙しております。

さらに、先程10月に行いました新しいまちづくりに関する住民意識調査の結果も踏まえられないといけないということで、これも紙面の都合がございまして、全部列挙するわけにはいきません。前回の協議会ですべてその結果についてお配りしてありますので、細かいところにつきましてはそちらをご参照いただければと思うんですが、大体皆様の期待というのを見ますと、保健、医療、福祉分野に対する期待が大きい。それから、生活環境整備、先ほど課題のところでも触れましたが、特に道路整備に対する期待が大きいというのもございまして、それから、やはり自然環境が豊富だと、極めて美しい環境がまだあるということもございまして、これを大切にしたいという意向も強い。それから、教育の充実も望まれているということもございまして、基本的にはこういった調査結果も参考にしながら計画をつくっていくということです。

それから、重要な要素といたしまして先程触れましたが、東海環状自動車道の（仮称）高富インターチェンジが計画されている、これは踏まえるべき重要な要因と思っています。

以上、踏まえまして、大体新市の課題と申しますが、こんなようなことではないかということで5つほど列挙しております。これは例示的な列挙と考えていただければよろしいかと思いますが、高齢社会への対応、快適で便利な生活環境の整備、自然環境の保全、地域産業の振興・育成、人材育成、これらがやはり皆さんの思っている、あるいは地域の抱える課題から踏まえてくると、このような状態ではないかと思われま。

そこで、まちづくりの基本理念と基本方針をこのように設定をいたしました。

豊かな自然と活力ある都市が調和した「安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり」ということで、案でございますけれども提起させていただきます。

やはり合併によりまして、今までとは違った地域同士が一緒になる。より都市化している南部と自然環境が美しく豊富な北部が一緒になるということで、これらの調和を図る必要があるというのが前段部分でございますし、安らかで快適なというのは、皆さんの期待が大きいというところでございまして。「21世紀の」としてございますのは、これまでと違った新しい意識のもとで、意識改革を図りながら住みよいまちづくりをしてはどうかという趣旨でございまして、今までご説明申し上げました地域の特性、アンケート、地域の課題から踏まえてこのようなまちづくりの考え方で臨んではどうかという提案でございます。

まちづくりの基本方針といたしましては、やはり皆様の期待度からしましても、健やかで安らかなまちづくりが、まず第1に来るだろうと。それから、便利で快適なまちづくり、豊かで美しい自然を守るまちづくり、それから活力あふれる産業のまちづくり、それ

から豊かな心と文化を育むまちづくりということで、これら5本の柱のもとに、隣のところに主な施策としまして、これも例示的な列挙でございまして、これですべてだとか、これで十分だという意味ではございません。大体どんなような事業が考えられるかを例示的に列挙してございます。例えば便利で快適なまちづくり、2つ目を見ますと、幹線道路網の整備促進、上下水道の整備、情報通信基盤の整備、それから行政サービスの向上と、こんなようなものが考えられるのではないかという、そんなように見ていただければいいかなと思います。

この5本の柱といたしますか、基本理念のもとに5本の柱を立てましたので、これらについて皆様のご意見をいただきたいと思います。これをどのようにしていったらいいのかということについてご意見をいただきたい。このご意見を今日賜った上で、さらにここに肉づけをして、新市の基本理念、基本方針というものをつくっていったらどうかということでございます。

以上でございます。

議長 はい、ご苦労さまでした。

ただいま事務局の方から説明をいただきました協議第22号の(仮称)新市まちづくり構想につきましてご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

協議第22号の(仮称)新市まちづくり構想については、この法律のもとに引き続き検討するというところで、継続協議とさせていただきます。今後この素案をもとに具体的な構想案を提示させていただきたいと思います。それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、第22号の(仮称)新市まちづくり構想については、継続審議とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、協議第23号の平成14年度合併協議会予算についてのご協議をお願いいたします。事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明をいたします。

協議23と付してありますが、平成14年度合併協議会予算(案)をご覧ください。座ってご説明をさせていただきます。

まず、1ページですが、歳入歳出それぞれ6,000万円の予算でございます。

中身のご説明をした方がよろしいかと思っておりますので、飛びますけれども、4ページからご説明をいたします。

まず、歳入でございますけれども、各町村、3町村からの負担金でございます。数字を掲げてございまして、ちょっとご説明が必要かと思えます。伊自良村の負担金が1,151万7,000円ということで、人口規模、財政規模からいっても大きいんじゃないかというようにとられるかと思えますけれども、これは事情がございまして、実は合併協議会を立ち上げましたところには、国の方からその支援のための補助金がございます、各町村500万円ということで、私どもの場合ですと、今年度と来年度ですね、13年度、14年度というところで、どちらかで各町村当たり500万円いただけるということになっておりまして、実は最も有利な形で補助金をいただける方法をいろいろ考えまして、高富町と美山町につきましては、本年度補助金をいただいております。ところが、伊自良村につきましては、本年度補助金をいただいております。来年度いただくことになっておりますので、その分の加算分といいますか、500万円の加算分が入っております、見かけ上、伊自良村の負担金が高くなってはおりますが、これは伊自良村から支出してもらう分が単純に高いということではございませんので、誤解のないようお願いをいたします。

2段下の国県補助金の中で県支出金がございます。県補助金がございますが、1,250万円でございますけれども、これにつきましては岐阜県の方で制度をつくっていただきまして、2年にわたって各町村500万円ということですが、総額1,500万円、この2年間で枠として使っていただいているという制度をつくっていただきました。これも最も有利に補助金の充てられる事業ということで、今年度250万円をいただくことにしております。従いまして、残りの1,250万円について来年度合併協議会支援交付金という形でいただきたいと思っております。以上が歳入でございます。

歳出につきましては、これは昨年度との比較の中で、特に特徴的なものだけをご説明をしたいと思います。

会議費につきましては、これは平年度化といいますか、今年度は8月から始めていますので、平成14年度は一応平年度といいますか、年間を通じて合併協議会を運営していくということになりますので、平年度化という意味で多少増加をしております。

事務費につきましては、昨年度ありました工事請負費、これは合併協議会事務局の立ち上げ分になるんですが減少しているのが大きな特徴です。

事業推進費につきましては、新市建設計画の概要版となりますが、住民のみなさんにお知らせする意味で配布できるように印刷製本費として100万円、そして平成13年度予算書にも債務負担行為として掲げさせていただきましたが、将来構想策定等業務委託料、例規・事務事業調査委託料、電算システム構築調査委託料の合計4,000万円を計上しております。平成14年度合併協議会予算の概要につきましては、以上です。

議長 ただいま事務局から説明いたしました協議第23号の平成14年度合併協議会予

算につきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

暫時後

よろしゅうございますか。

議長 よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見もないようでございますので、平成14年度合併協議会予算については原案のとおり承認させていただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第23号の平成14年度合併協議会予算については原案のとおり承認されました。

次に、確認事項といたしまして、次回の協議会開催日程でございますが、原則どおり4月1日の月曜日としたいと思います。

開催時間につきましては、本日と同様、午後1時30分からということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしということでございます。

それでは、今回は4月1日の月曜日の午後1時30分からと決定いたします。

皆様には大変お忙しいところ、それぞれにご都合もあろうかと存じますが、万障繰り合わせてご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、詳しい内容等につきましては追って事務局より改めてご案内させていただく予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

次回の会議における協議事項等につきましては、事務局の方から説明をさせていただきます。

事務局長 次回の協議項目でございますけれども、個別協議事項につきましては、幾つかの候補は上がっていますが、現在幹事会等を頻繁に開かせていただいて協議が進んでいるところでございまして、次回どのようというのはご勘弁願いたいと思います。また、当然、いつものように資料の方は事前に配付させていただきますので、ご了解を賜りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、2月1日から新市名称の募集を開始したわけですが、応募状況についてお知らせします。実は、小・中学校生徒に特別の用紙でお願いしたものとしましては、2月末日締め切りということで、ちょっと別扱いにしておりますので、それを除いた数をご報告させていただきたいと思います。

今日現在で、今日の正午現在で1,423件来ております。内訳を簡単に申しますと、

専用応募はがきで556通、それから専用応募用紙の方、これは155通、それから官製はがきが499ということで、専用はがきを作りまして出しやすいようにいたしました効果が多少表れているかなというふうに思います。そのほか、ファックスが45、規格でない便せん等で9、それからインターネットのホームページからの応募も結構ございまして、159というところございまして、合わせて1,423ということでございます。まだ3月20日まで日にちがございしますので、まだまだ日を追って増えていくかと思いませんけれども、中間的な報告をさせていただきます。

以上です。

議長 はい、ご苦労さまでした。

次に、レジュメに従いまして、4番のその他でございますが、何かございましたらご発言をどうぞ。

委員 岐阜地域振興局の古川でございます。実は最近こちらの地域の方で非常に知名度がアップしておりまして、明後日ですが、実はこちらの方でシンポジウムが開かれます。そこに岐阜県として要請がありまして、出席としてありましたが、非常に懇切丁寧に名前を書いてありまして、名前の上に役職が載っておりますが、立場上、合併協議会の方に説明させていただいて、誤解のないようにしたいなと思います。

3月3日のシンポジウムが開かれる日ですが、最初依頼がありましたときに、私もこの協議会の委員をやっておりますので、出席するにふさわしいかどうか、迷ったところもありますが、ここの委員としてではなくて、私のもう一つの顔は岐阜地域振興局の振興課長という顔を持っておりますので、当然県民が来られる場で合併についていろいろ考えていただける場があるなら、積極的に私どもも協力したいという姿勢は持っております。そこら辺を主催者の方にもお話をしまして、あくまでもこの協議会の委員ではいかんぞと、いわゆる振興局の振興課長として、一般論のいわゆる市町村合併についてなら参加しようということで、最初はチラシにも書いてありますように、主催者の要請はパネラーとして討論に加わってほしいというような話でありましたが、そうなりますと、具体的な話になってしまいますので、お願いしまして、討論じゃなくって、前の前段でいわゆる県内の合併の状況とか、あるいは一般論で合併についての考え方、そういうようなお話もご報告いただければという形で参加をさせていただきます。

あくまでも、何回も言いますが、協議会の委員ではなくて、県職員の市町村合併を担当する者ということで参加させていただきますので、そこら辺、そんなに誤解はないとは思いますが、ちょっとこの場をお借りして説明させていただきます。ひとつよろしくお願いの程をお願いします。

議長 ただいまの古川委員の方からは、今度何かそういうのが行われるということで、

それは合併協議会の委員として出席するのではなく、県の職員ということで出席させていただきたいというご要望だと思いますが、合併を推進していただける会ということでご出席いただければ大変ありがたいと、このように思っていますので、よろしくお願いします。

その他ありませんか。

委員 1月だと思ったんですけど、新聞に5万人以下の市になると、地方交付税が少なくなってくるんですよというようなことが出ておったわけですけど、例えばこうして新しく合併したところについては、そういう少なくする分を合併特例債の方で余分にあげますよとか、そういうようなことはなくて、同じように少なくなっていくことになるんでしょうか。

事務局長 国の方針につきまして、私が説明するという立場でございませぬけれども、多分国の財政逼迫といえますか、交付税の特別会計の逼迫というものを前提にして、そういう話が出てきている。交付税の制度の改革という形が出てきているだろうというふうに思っておりますけれども、基本的にすべての町村を対象として、ある一定規模については減少することもあり得るといふ報道が確かにございましたが、合併する市町村に対して、それが減少するようにしないという報道は確かにございませぬでした。ただし、合併をする市町村への特例といたしまして、合併算定替という形で、少なくとも10年間は合併しなかったとした場合の交付税を差上げましょうと、いろいろ条件はあるんですけども、簡単に申し上げますと、そういう形になります。普通合併すると、3つあったものが1つの市町村になってしまいますので、通常交付税が大きく減少するのが通例なんですけども、これを避けるために10年間は特例として、合併しなかった分と同等の算定の方式を使って交付税を差上げましょうという制度になっております。それから、10年経った後は、先5年間だんだん減らしていこうという制度になっておりまして、既に合併する市町村に対しては交付税制度というのは相当有利な手当が講じられておりますので、今のところこの間の報道の中で大きく全国の中で減らしていくというものに対して、さらに特例というのではないというふうな認識でございませぬ。

委員 今、酒向局長が説明されたとおりでございませぬが、まずそもそも論は、交付税は今現状の段階では、人口が少ない方が額がかさむように計算されております。例えば10万人規模で、仮の話ですから、10万人クラスのところでは消防をやろうと思うと100万円かかりますよと。ところが、1万人だと10分の1でいい、100万円の10分の1で10万円ではできないんで、そこは1.5倍の15万円で、いわゆるこれ人口割をもとにしております。人口が低けりゃ低い程、そこの係数を多くしとるのが現状なんです。これだから金がかかるから合併を進めようと思ってそもそも始まったんですね。先般、話が出ましたのは、その今の人口が少ないところに余りにも過重に配分されているんじゃないか

ということで、それを見直そうということで試算しますと、5万人ぐらいたと、このくらい落ちる、4万人だとこれくらい落ちる、3万人ならこれくらい。事実、もう現段階でも昔は3,000人以下ですか、そういう少ないランクまで交付税を優遇していった時代があった。これはもう毎年なくなっています。その中の一環で先般の5万人、4万人、3万人とって見直されていくと。それは今現状、そうやって人口の少ないところ程、過重に積算されとる部分を見直していこうという、そっちの方のねらいなんです。それ以降の話は、先程酒向局長が話をしましたように、今現実には、人口が少ないところほどたくさん交付税をもらっておりますが、合併をして3万人になると不利なんですね。1万人ずつでもいた方が、今の制度上は得ですから、だから3万人になると、交付税が落ちちゃうから、それでは一気に減らすのは大変だから、10年間、従来の方法の1万人ずつあった場合の人口で保障しましょうというのが10年間の保障です。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

ほかにその他の件でございませんでしょうか。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

特にご意見もないようでございますので、それでは以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

会議進行のご協力いただきまして感謝申し上げます、本日の合併協議会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時47分 閉会